

協創 LLP 規約

09.03.01 現在

第1章 総則

第1条(組合の名称)

本組合の名称は、協創有限責任事業組合と称する(以下「協創LLP」という)

第2条(事務局及びその所在地)

本組合は事務局を、大阪市西成区天下茶屋北2-2-1におく。

第3条(組合の目的)

本組合は、共同で営利を目的とする事業を営む組合であり、組合員個人、又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図り、もって組合員個人又は法人の経済活力の向上と社会貢献を目的とする。

第2章 組合員

第4条(組合員の構成)

本組合は、法人又は個人の出資組合員、正組合員及び一般組合員により構成される。別に、法人による賛助組合員を設け、募集・加盟させることができる。

第5条(組合員の定義)

(出資組合員)

第7条第1項に定めた出資金を出資したものであり、第2章第6条に定める要件を満たしていること。

(正組合員)

第7条第2項に定めた登録費を組合に納めた者であり、第2章第6条に定める要件を満たしていること。

(一般組合員)

第2章第6条に定める要件を満たしていること。一般組合員は、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則(平成十七年七月二十九日経済産業省令第七十四号)第六章組合財産の分配等にある、組合の損益分配、剰余金等の取扱いに何等の権限若しくは責任を有しない。

(賛助組合員)

・法人格を有する者であり、第7条第3項に定めた登録費を納めた者であること。

・第2章第6条に定める要件を満たしていること。

賛助組合員は、有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年五月六日法律第四十号)の第十九条の定めに従い、当該法人は、当該組合員の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を他の組合員に通知しなければならない。

民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百七十一条の規定は、前項の規定により選任された組合員の職務を行うべき者について準用する。

又、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則(平成十七年七月二十九日経済産業省令第七十四号 第六章)組合財産の分配等の何れにも該当せず、組合の損益分配及び剰余金等の取扱いについては、何等の権限若しくは責任を有しない。

第6条(組合員の要件)

(出資組合員)

- ・第7条第1項に定められた出資金を出資出来ること。
- ・当組合設立の主旨や目的を理解していること。
- ・出資組合員の三分の二以上の推薦があること。

(正組合員)

- ・第7条第2項に定めた登録費を支払えること。
- ・当組合設立の主旨や目的を理解していること。
- ・出資組合員一名以上の推薦があること。

(一般組合員)

- ・当組合設立の主旨や目的を理解していること。

(賛助組合員)

- ・第7条第3項に定めた登録費を支払えること。
- ・当組合設立の主旨や目的を理解していること。
- ・出資組合員五名以上の推薦があること。

第7条(出資金及び登録費)

各組合員の出資金及び登録費は下記の通りとする。

- (1) . 出資組合員の出資金 ... 金三万円也
- (2) . 正組合員の登録費 金二千元也
- (3) . 賛助組合員の登録費 ... 金五万円也

第8条(規約の遵守義務)

全ての組合員(出資組合員 正組合員 一般組合員 賛助組合員)は、本組合の健全な発展と円滑な業務遂行を維持するため、本規約及び細則を誠実に遵守しなければならない。

第9条(出資組合員の権利及び義務)

出資組合員の権利及び義務は、有限責任事業組合契約に関する法律の第二章第十一条から二十三条に準ずる。出資組合員全員は、共通の目的や組合事業としての目標を達成するため、主体的に組合事業に参画して業務を執行する権利を有すると共に、これを義務として負う。

第3章 代表と担当

第10条(代表と担当及びその職務)

(代表と担当)

本組合は以下の通り、代表および各担当を置く。

- 代表 1名 池田千恵美(池びょん)
- 監査 1名 進藤幸男(なにわの進藤)
- 渉外 3名 石黒佳世樹(guroro)、井上俊彦(Tossy)、小柄美智子(ゴツ)
- 情報 6名 西口和雄(@かっち)、西浦正純(シド)、武吉栄治(きっちい)、小原愛子(aiちゃん)、稲岡源太(gen)、直江祥介(==NAOE==)
- 事務局 5名 安田昭恵(アリス)、上野由紀(yuki)、中村敦一(じょーじょー)、中村ひとみ(ailien)、小泉直子(なおごん)
- 法務 5名 柳本顕(ポン)、城下直之(大阪城)、大元相(大三元)、牟田卓志(ムタッキー)、川田洋史(越後屋)
- 財務 3名 猪野全代(いのっち)、利川真澄(Sarrane)、池田千恵美(池びょん)
- 広報 4名 森本ののぶ(美々)、明石光永(やや)、平田智子(TINA)、有山隆文(ありちゃん)
- 経営企画 4名 畑田昌輝(笑顔のまさやん)、長谷川寧子(ひよこまめ)、濱口浩二(パタ)、渡辺明信(nabe)

(選任及び任期)

代表及び担当は、出資組合員の中から選任し、任期は二年とする。但し再任を妨げない。

(代表及び担当の職務)

・代表

組合を代表する。

組合運営及び業務執行最高責任者

・担当

担当は、出資組合員で構成され、少なくともいずれか1つを担当し、以下に定めた担当業務を行う。

・渉外

協創に関するイベントの苦情や問い合わせ等の対外交渉。

・情報

協創 HP メンテナンス及び、Web 上での「協創」の展開、Web からの情報収集等を行う。

収益分配システム、ポイントシステム等、各種システムの開発と運用及び管理。

各事業の取りまとめと、事業間の調整。

・事務局

セミナーやイベントの会場手配、組合員管理、組合員への連絡や報告等の事務を行う。

問合せ窓口となり、各担当への振分けを行う。

・法務

協創組合及び組合員に関する知的財産や、コンプライアンスを含めた法規全般の情報収集と管理を行う。

・財務

協創組合及び組合員に関する会計全般の管理。

収益分配システム、ポイントシステムによる収益の分配。

・広報

組合主催行事の告知、及び知名度向上、営業活動を促進させる。

「協創新聞」、プレスリリースの発行。出版に関する取りまとめ等も行う。

・経営企画

協創 LLP が、企業や個人に提供可能な、商材やサービスの情報収集や開発、及び販売戦略、販路等の企画。

イベント・セミナー・プロジェクトの企画、運営。

・営業

企業や個人に対し、営業活動を行う。

・監査

業務監査及び会計監査を行う。

(代表及び担当の善管義務)

代表及び担当は、善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

第4章 たくらまん会

第11条(たくらまん会)

たくらまん会は、出資組合員が主体となり協創組合員をもって構成する。

たくらまん会の議長は、出資組合員が当番制で務める。

第12条(たくらまん会の召集)

基本的に毎月第2水曜日に開催し、代表が召集する。

3分の1以上の出資組合員の同意を得てたくらまん会の召集を請求した場合には、代表はすみやかにたくらまん会を召集しなければならない。

第13条(会議及び議事)

たくらまん会の会議は、出資組合員の全員参加を基本とする。

ただし、本会に出席できない場合は、事前に代表もしくは、出席する出資組合員を代理人とし、書面もしくはソーシャル・ネットワーキングサービス(SNS)「mixi」内のコミュニティ、「みんなで たくらまん会」(以下、「mixi コミュ」という)のコメント欄を以て出席できない旨と議事内容への意見や賛否を事前に示しておく。

会議開始までに連絡なき場合は、議決事項に同意したものとみなす。

たくらまん会当日の議決事項は事前に事務局より通達しておいたものに対してのみ行うこととし、当日の起案に対し議決することはしない。

たくらまん会の議事録作成は、事務局が担当する。

第14条(議決事項)

定例会や協創に関するイベント等について
事業方針及び事業計画
収支決算案、事業報告案
本規約の変更及び各細則の制定又は変更に関する案
緊急を要する案件
組合員の新規加盟、脱退に関する件
損益配分に関わる件
総会から付託された事項
その他

第15条(議決権と議決)

議決権は基本的に出資組合員のみとする。

議決を行う場合、議長は必要に応じて出資組合員以外の退席を求めることができる。

議決条件としては、出資組合員の2分の1以上が出席しているか、欠席者の意見を合わせた総員の3分の2以上の賛成で決する。

また、議長判断により出資組合員以外の組合員を含めて議決することもできる。

この場合の議決条件としては、出資組合員の2分の1以上が出席しているか、出席している全組合員と欠席者の意見を合わせた総員の3分の2以上の賛成で決する。

mixiコミュにおいても議決を行えるものとする。この場合の議決事項の掲載は事務局が行い、回答期間を1週間以上設けることとする。

議決は、出資組合員の3分の2以上の賛成で決する。

第4章総会

第16条(総会)

1. 総会は、すべての出資組合員で組織される。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
3. 代表は、通常総会を年4回、3ヶ月に1回招集しなければならない。
4. 代表は、必要と認める場合においては、たくらまん会の決議を経て、いつでも総会を招集することができる。
5. 総会の議長は代表が務める。

第17条(招集手続)

総会を開催するときは、少なくとも会議を開く日の10日前までに、会議の日時、場所及び目的を出資組合員に示さなければならない。

第1項にかかわらず、緊急を要する場合においては、代表は、出資組合員の3分の1以上の承認を得て、一週間で下回らない程度の範囲において、第1項の期間を短縮することができる。

第18条(組合員の総会召集権)

出資組合員が組合員総数の3分の1以上の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合において、代表はその請求があった日から2週間以内の日を会日とする臨時総会招集の通知を出さなければならない。

代表が前項の通知を出さない場合は、前項の請求をした出資組合員は、臨時総会の招集をすることができる。前項により招集された臨時総会においては、第15条第5項にかかわらず、議長は、総会出席者の議決権の過半数をもって、出資組合員の中から選任する。

第19条(議決権)

出資組合員は、法人、個人の別なく一人もしくは一社につき1つの議決権を有する。

出資組合員は、書面、mixi コミュでのコメント又は代理人によって議決権を行使することができる。

代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第20条(会議及び議事)

総会の会議は、議決権総数の3分の2以上を有する出資組合員が出席しなければならない。

総会の議事は、出席した出資組合員議決権の3分の2以上の賛成で決する。但し可否同数の場合においては、議長の決するところによる。

書面又は代理人によって議決権を行使するものは、出席したものとみなす。

総会当日の議決事項は事前に事務局より通達しておいたものに対してのみ行うこととし、当日の起案に対し議決することはしない。

第21条(議決事項)

次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

前年度収支報告及び事業報告

本年度事業計画及び収支予算

本規約の変更及び各細則の制定又は変更

定款の変更

代表及び担当の選任及び解任、並びに組合活動費の額及び支払方法

その他組合業務に関する重要事項

第22条(議事録の作成、保管等)

総会の議事については、事務局が議事録を作成しなければならない。

議事録には、議事の経過及びその結果を記載し、議長及び総会に出席した2名の出資組合員が署名押印しなければならない。

代表は、議事録を保管し、出資組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。閲覧場所、日時は代表が指定することができる。

第5章 組合員の加入及び脱退

第23条(組合員の加盟)

出資組合員、正組合員及び一般組合員は、第2章第6条の要件を満たした者に限って随時加盟を認める。ただし、登記の改訂が2年であるため、加盟した者の登記については次の改訂を待つ必要がある。

第24条(任意脱退)

出資組合員はやむを得ない場合を除いて組合を脱退する事が出来ない。但し、総会で認めたものについては、この限りではない。また、登記の改訂が2年であるため、脱退した者の登記からの削除については次の改訂を待つ必要がある。

第25条(法定脱退)

有限責任事業組合契約に関する法律第五章第二十六条に準ず。

第26条(除名)

組合員の除名は、組合員がその職務を怠った時、その他正当な事由がある時に限り、総会決定で除名する事ができる。

組合員の除名は、書面をもってその旨を除名した組合員に通知しなければならない。

第27条(組合員管理)

組合員の加盟及び脱退、組合員名簿の作成、保管・管理に関しては「組合員管理細則」による。

第6章 計算等

第28条(有限責任事業組合契約に関する法律の適用)

有限責任事業組合契約に関する法律の第四章に準ず。但し、組合として特段に定めた以下の条項を含まない。

第29条(出資金)

脱退組合員の出資金の返還については、会期中に発生した必要経費を差し引き、組合財産が資本金(会期当初における全出資組合員の出資金合計)に満たない場合は、組合財産を資本金に対する脱退組合員の出資金比率で乗じた額を返還し、組合財産が資本金を上回る場合でも出資した額を上限とし返還する。

脱退組合員の持分払い戻しは、金銭をもって行うものとする。

ただし、除名処分となった出資組合員の出資金については返還しない。

第30条(組合員登録費)

脱退に際して組合員登録費は返還しない。

第31条(損益の分配)

有限責任事業組合契約に関する法律第四章第三十三条(組合員の損益分配)を準用する。但し、本組合の業績や知名度の向上等に特段の貢献があった組合員(出資組合員、正組合員、一般組合員)への功労金については別途定めるところにより分配を可能とする。

前項の功労金の額、支払方法等については「損益分配細則」による。

第7章 規約外事項

第32条(有限責任事業組合に関する法律の準用)

本規約に定めた以外の事項は、有限責任事業組合に関する法律(平成18年12月15日施行)を準用する。

第8章 雑則

第33条(義務違反者に対する措置)

出資組合員が、本組合の目的を逸脱し、共同の利益に反する行為をした場合、若しくは有限責任事業組合に関する法律に反する行為をしたときは、必要な措置をとることができる。

第34条(代表の勧告及び指示)

組合員(出資組合員、正組合員、一般組合員)が、法令又は本規約及び各細則に違反したとき、又は共同で事業を行う妨げとなり、組合秩序を乱す行為を行ったときは、代表は総会決議を経て、当該組合員に対し、その是正のための必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

組合員(出資組合員、正組合員、一般組合員)は、次の行為を行おうとする場合、事前に本組合に申し出て代表の許可を得るとともに、代表から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

組合員が共同で行う事業で本組合主催若しくは契約となる業務。

本組合に関わる広報活動。

本組合への商行為、勧誘等。

本組合名を使った商行為、勧誘等。

その他。

第35条(合意管轄裁判所)

本規約に関する組合と組合員間の訴訟については、本組合所在地を管轄する地方裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。

組合員管理細則

09.03.01 現在

第1章 目的

第1条(細則の目的)

本細則は、協創有限責任事業組合(以下、協創LLPという)の組合員管理に関する規則を定める事を目的とする。

第2章 組合への加入

第2条(加入手続き)

協創LLPに加入をしようとするものは、組合規約の定めに従い、以下の手続きを行うものとする。

1. 出資組合員

ア) 加入申請

本組合の出資組合員になろうとする者は、規約約款第2章第7条に定められた出資金を事務局の指定する口座に振込み、組合所定の加入申請書に必要次項を記載し、署名、捺印の後、事務局に提出する。

イ) 申請受理

組合は、申請書の内容が組合規約に定める要件を満たしており、申請書が妥当であると判断をした時は、この申請書を受理する。

ウ) 総会承認

組合は、受理した申込書を総会に提出して承認を求める。

エ) 登記

二年毎に組合は、受理した申請書に基づいて組合契約書を作成し、登記を行う。

2. 正組合員

ア) 加入申込み

本組合の正組合員になろうとする者は、組合規約第2章第7条の組合登録費を事務局が指定する口座に振込み、組合所定の加入申込書に必要次項を記載し、署名、捺印の後、事務局に提出する。

イ) 申込みの受理

組合は、申請書の内容が組合規約に定める要件を満たしており、申請書が妥当であると判断をした時は、申込書を受理する。

ウ) たくらまん会承認

組合は、受理した申込書をたくらまん会に提出して承認を求める。

エ) 組合員登録

組合は、たくらまん会承認を受けた者を正組合員として登録を行う。

3. 一般組合員

ア) 加入申込み

本組合の一般組合員になろうとする者は、組合所定の加入申込書に必要次項を記載し、署名、捺印の後、事務局に提出する。

イ) 申込みの受理

組合は、申込書の内容が組合理約に定める要件を満たしており、申込み書が妥当であると判断をした時は、これを受理する。

ウ) たくらまん会承認

組合は、受理した申込書をたくらまん会に提出して承認を求める。

エ) 組合員登録

組合は、たくらまん会承認を受けた者を一般組合員として登録を行う。

第3章 組合からの脱退

第3条(脱退)

協創 LLP からの脱退及び除名等は、組合理約第5章第23条の定めに従い、以下の手順で手続きを行うものとする。

1. 任意脱退

本組合を任意脱退しようとする者は、以下の手続きを行うものとする。

ア) 任意脱退申請

本組合を任意に脱退しようとする者は、組合所定の脱退申請書に、脱退の理由と、他の必要次項を記載し、署名、捺印の後、事務局に提出する。

イ) 申請受理

組合は、脱退の理由が妥当であると判断をした時は、これを受理する。

ウ) たくらまん会、総会承認

組合は、受理した脱退申請書が出資組合員の場合は総会、正組合員または一般組合員の場合はたくらまん会に提出して承認を求める。

エ) 登録抹消

組合は、必要に応じて、組合員契約書の改訂と、それに伴う登記、及び組合員登録の抹消を行う。

2. 除名

本組合の出資組合員を、組合理約第5章第25条に基づいて除名をしようとする時、組合は直ちに以下の手続きで、これを行うものとする。

ア) 除名通知

本組合理約の定めに従い、総会において除名が決定した出資組合員に対して、その旨を明記した書面を作成して、除名決定から14日以内に、当該組合員に通知する。

イ) 承諾

脱退通知書を受けとった出資組合員は、通知内容を確認し、異議がなければ、速やかに承諾書を組合に送付しなければならない。

組合は、通知書送付から30日以内に承諾書の返送なき場合は、除名を承諾したものとみなす。

ウ) 異議申し立て

除名通知を受けとった出資組合員が、通知内容に異議ある時は、通知書受領後30日以内に、組合に対して異議を申し立てる事が出来る。

エ) 総会協議

組合代表は、異議申し立て書受領後14日以内に、緊急総会を召集し、総会において異議申し立ての内容について再度協議を行う。

オ) 措置

代表は、理事会の決定に従い、当該出資組合員に対し、総会決定の主旨等を誠意をもって説明する。これらの措置をもってして尚、除名の承諾が得られない場合は、関係する法律に従って法的措置をとる事が出来るものとする。

第4章 組合員管理

第4条(組合員名簿)

本組合は、次に示す内容で組合員名簿を作成し、保存・管理を行う。

ア) 電磁的記録

理事長承認を受けた、組合加入申請書、又は、組合加入申込み書記載の内容を、所定の電磁的記憶装置に記録する。

イ) 検索

名簿は、容易に検索が出来るものであること。

ウ) 適正な管理

電磁的記録された組合員情報は、管理責任者を定めて、常に最新情報であること。

又、滅失、棄損、漏洩等なきよう、適正な管理を行う。

オ) 個人情報の取り扱い

個人情報保護法を遵守する。

第5章 組合員情報の変更

第5条(組合員情報の変更登録)

ア) 組合員は、加入申込み書、若しくは加入申請書に記載した内容に変更が生じた時は、速やかに、組合所定の変更届け出書に、変更内容を記載し、事務局に提出する。

イ) 変更登録

組合は、提出された変更届け出書にしたがって、組合員名簿の情報を更新する。

第6章 情報公開及び配信

第6条(情報公開)

組合に関するあらゆる情報は、原則としてすべての組合員に公開する。組合の重要事項については、事前に情報公開請求を書面をもって申請し、組合は、代表の許可を得て求められた情報を公開をする。

第7条(情報提供)

組合は、組合事業、主催イベントやセミナー。各種お知らせ情報等を、必要に応じて、協創 LLP ウェブページ又は、ソーシャルネットワークサービス(mixi)のコミュニティ、若しくは郵便等を用いて情報提供を行う。

第7章 雑則

第8条(書類様式)

組合加入及び脱退、変更届け出等の書式は、協創 LLP ウェブページからダウンロードして取得する。

第9条(提出方法)

協創 LLP に、加入申請及び申込書、又は脱退、変更に関する届け出等を提出する場合は、紙、電子媒体(pdf)のいずれかで、行うものとする。

損益分配細則

09.03.01 現在

第1章 目的

第1条(細則の目的)

本細則の目的は、協創有限責任事業組合(以下、協創LLPと言う)における事業とその運営、及び損益分配の詳細を明確にする事とする。

第2章(事業)

協創LLPは、組合の目的に従って、以下の事業を行う。

第2条(営利事業)

1. 事業計画

協創LLPの出資組合員が、他の組合員(一般組合員を除く)又は、複数の組合員(一般組合員を除く)と共同で営利を目的とする事業を行う場合は、

事前に、その事業計画を提出し、たくらまん会の承認を得なければならない。

2. 責任範囲の確認

組合は、組合員が行おうとする事業が、有限責任の範囲を超えない事を確認する。

3. 契約行為

行おうとする事業が、売買、貸借、請負等の契約行為を必要とする場合において、当該事業の責任者は、協創有限責任事業組合名に代表者名を付して契約をしなければならない。

4. 事業者間の損益分配

共同事業に関わる出資組合員が、他の組合員(一般組合員を除く)又は、複数の組合員(一般組合員を除く)と共同で営利を目的とする事業を行う場合、その費用負担割合、及び損益の分配は、当事者間で定め、組合所定の基本契約書を締結しなければならない。

5. 収支報告

当該事業の責任者は、以下に定めた期限をもって、事業の収支を組合に報告しなければならない。

6. 収支報告期限

ア) 有期事業

事業終了後10日以内

イ) 継続事業

毎月末に締め切り、翌月10日迄

第3条(組合自主事業)

協創LLPが、組合の宣伝、広告、組合員の勧誘等組合益を目的とする事業を行う時には、すべての出資組合員は、原則参加しなければならない。

又、参加に関わる諸経費(交通費、飲食代等)は、すべて組合員負担とし、組合に請求出来ない。

第4条(社会貢献事業)

1. 事業内容の提出

協創LLPの組合員(一般組合員を除く)が、他の組合員(一般組合員を除く)又は、複数の組合員(一般組合員を除く)と共同で社会貢献を目的とする。

事業を組合名で行う場合、事前に、事業内容を書面をもって、組合に提出しなければならない

2. 事業の評価

組合は、当該事業の公益性と、組合目的との整合性。

又は、組合益を評価して、理事会、及び理事長承認をもって議決する。

3. 参画者

たくらまん会承認をもって当該事業を実施するに際の参画者は、その事業の責任者が募る事とする。

4. 組合による事業支援

組合は、当該事業の責任者の要請があれば、組合ウェブページ、ソーシャルネットワーキングサービス(mixi)上の組合コミュニティ、又は文書等で、参画者の募集、事業目的や、内容を外部に告知する事を、支援し、それに関わる費用は、組合が負担するものとする。

(但し、印刷物作成にかかる費用を除く)

第5章 ロイヤリティ

第5条(ロイヤリティ)

協創LLPの組合員(一般組合員を除く)で、本細則の第二条一項の営利事業を行った者、又は、共同で事業に参画した者は、以下に規定された、ロイヤリティを組合に納めなければならない。

但し、組合員間の物品売買、及び金銭支払を伴うサービス提供は、対象外とする。

第6条(営利事業のロイヤリティ)

粗利益の10%を基本とする。

第7条(粗利益の定義)

売上から、経費を差し引いた額の事を言い、概ね、以下に示す項目を含むものとする。

人件費

交通費

材料費

賃借料

通信費

外注費

雑費

燃料費

宣伝広告費

上記以外の費目については、組合が認めた場合に限り、経費計上出来るものとする。

第6章 ポイント制度

第8条(ポイント制度の目的)

ポイント制度は、年度組合収入の中から組合経費を差し引いた額が、総会で定めた、一定以上の額を下回った場合は、全額内部留保とし、上回った場合は一定額との差額を、公平且つ、合理的に分配を行う事を目的とする。

第9条(ポイント付与の対象者)

出資組合員及び正組合員とする。

第10条(ポイント対象期間)

会計年度期間とし、毎年、会計年度末に計算し、翌年度への繰り越しは、出来ない。

第11条(ポイントの対象)

ポイントの付加は、基本的に各事業において収益の有無に関わらず、事業の責任者がポイント数を予め決めておき、事業の締めにおいてポイントをその対象者に付与する。

また、下記の場合においてもポイントを付与する。

- ・組合自主事業への参加回数、知識や技術、役務の提供、自己所有資器材及び車両の貸し出し等、組合自主事業への協力度・貢献度を、たくらまん会及び総会での総合的な評価。
- ・テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の媒体で、取り上げられる等、協創 LLP の知名度向上に貢献した者には、その有用性と効果をたくらまん会及び総会での総合的な評価。
- ・出資組合員及び、正組合員が新たな出資組合員、正組合員を加盟させた場合。

第12条(付与ポイントへの異議申し立て)

組合員から、付与されたポイントについて、異議申し立てがあった場合、たくらまん会にて申し出た組合員同席のもと、ポイントの妥当性を検討し、必要に応じて修正する。

第13条(ポイント還元)

1. 還元の時期

組合は、年度決算が総会で承認可決された後、30日以内に、該当者に還元しなければならない。

2. ポイント還元の方法

還元は金銭をもって行い、当該組合員の指定する金融機関の口座に振り込む。

尚、振り込みに関わる手数料は、組合員負担とする。

但し、組合員が、その他の受領方法を希望する時は、予め組合に申し出る事。

第14条の計算方法に則って算出された金額の1円未満の端数については切り捨てる。

第14条(計算方法)

協創の各事業で得た収入のうち、翌年に繰り越す分を差し引き、残った金額を配当総額とする。
全組合員が年間に獲得したポイント総数を各組合員の獲得ポイントで除したものを組合員毎の配当比率とする。
各組合員への配当は、配当総額に組合員毎の配当比率を乗じたものとする。

第7章 収益分配

第15条(収益分配の目的)

協創 LLP の各事業で収益のあがったものについては、その事業に携わった組合員にてその収益を分配する。

第16条(収益分配の対象者)

その事業に携わった出資組合員及び正組合員を収益分配の対象とする。

第17条(収益分配の対象期間)

月初から月末までの1ヶ月間とし、翌月10日までに集計を行う。
振込み規定額を下回る場合は、翌月へ繰り越す。

第18条(収益分配の対象)

セミナーやイベントを含む、各事業で総収入より必要経費を差引いた額がプラスの場合は、その分を分配対象とする。

第19条(分配金の支払い)

分配金が振込み規定額を上回る場合は、翌月25日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)に組合員指定の銀行口座に支払う。